

大田区特定不妊治療費(先進医療)助成のご案内

助成の概要

東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業の承認決定を受けている方に対して、保険適用された特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)と併用して自費で実施される「先進医療」に係る費用の一部を助成します。対象となるのは、令和4年4月1日以降に開始した治療分です。

※区の助成を申請する前に、東京都の助成を受けてください。

対象者

次の項目のすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業の承認決定を6か月以内に受けている
- (2) 治療開始時から区の助成申請時まで、継続して法律上の婚姻関係がある夫婦
※事実婚の場合も対象となります。詳細は申請前にお問い合わせください。
- (3) 区の助成申請時に、申請者が大田区に住民登録がある
- (4) 他区市町村から、同一の治療に対し助成を受けていない
- (5) 申請者及びその配偶者が住民税を滞納していない

助成の内容

1 助成額

先進医療にかかる自己負担額(特定不妊治療費(先進医療)事業受診等証明書に記載)の7割から、東京都の助成上限額の15万円を除いた額と、大田区の助成上限額5万円とを比較し、いずれか低い額を助成します。

【例1】先進医療にかかる自己負担額が30万円の場合

自己負担額 300,000円×7割=210,000円 ① (10円未満の金額は四捨五入)
→東京都特定不妊治療費(先進医療)助成金 15万円
210,000円 ①-150,000円=60,000円 ②
60,000円 ② > 助成上限額 50,000円のため、助成額は50,000円になります。

【例2】先進医療にかかる自己負担額が28万円の場合

自己負担額 280,000円×7割=196,000円 ① (10円未満の金額は四捨五入)
→東京都特定不妊治療費(先進医療)助成金 15万円
196,000円 ①-150,000円=46,000円 ②
46,000円 ② < 助成上限額 50,000円のため、助成額は46,000円になります。

【例3】先進医療にかかる自己負担額が20万円の場合

自己負担額 200,000円×7割=140,000円 ① (10円未満の金額は四捨五入)
→東京都特定不妊治療費(先進医療)助成金 14万円※東京都の助成上限額に満たず。
※東京都特定不妊治療費(先進医療)助成事業での助成額が15万円以下の場合には、
大田区での助成対象外となります。

2 助成回数

東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を受けた回数が上限となります。

申請方法

東京都の特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定日から6か月以内に必要書類を郵送してください。

※郵送費用は申請者の負担になります。区は、郵便不達による責めは負いませんので、記録に残る方法での郵送を推奨します。

※申請日は郵便局の消印日となります。

※申請期限を過ぎたものは受け付けできません。

申請に必要な書類

- (1) 大田区特定不妊治療費（先進医療）助成申請書
- (2) 東京都に提出した特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書の写し※
※東京都への助成申請の提出書類です。東京都への提出前にあらかじめコピーしてください。
- (3) 東京都特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書の写し
- (4) 振込口座の確認書類（通帳又はキャッシュカードなど、口座名義、口座番号がわかるものの写し）
- (5) 住民税の納税証明書の写し又はそれに代わるもの
※大田区特定不妊治療費（先進医療）助成申請書の同意欄に同意する旨の署名をした場合は不要です。
- (6) 夫婦で住所が異なる場合は戸籍謄本（3か月以内に発行された原本）

助成額の決定

申請内容に基づき審査を行い、助成額を決定し「大田区特定不妊治療費（先進医療）助成承認決定通知書」を申請者に郵送してお知らせします。

助成金は振込先指定口座に振込みます。振込みまでに通常1～2か月程度かかります。

申請書の送付先・問い合わせ先

大田区健康政策部 健康づくり課（管理）

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所6階

（電話：03-5744-1661）

東京都の問い合わせ先

東京都福祉保健局 子供・子育て支援部 家庭支援課 母子医療助成担当

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎30階

（電話：03-5320-4362）